

かほく市マスコットキャラクター使用規定

1. 目的

この規定は、かほく市が認定した、かほく市マスコットキャラクターを使用するにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

2. 使用目的

かほく市マスコットキャラクターは、かほく市のPR・イメージアップ等につながることを目的とする。

3. 使用手続

- ① かほく市マスコットキャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始前に、かほく市企画振興課長（以下、「課長」という）に対して、使用申請書（様式1）を提出し、課長の許可を得なければならない。
- ② 課長は、申請が使用目的の規定に照らし適当と判断した場合は、かほく市マスコットキャラクター使用許可を使用可否決定通知書（様式2）により申請者に通知する。

4. 使用許可の取消等

虚偽その他不正の方法によりかほく市マスコットキャラクターの使用許可を得たとき、又はかほく市マスコットキャラクターの使用開始後において、不相当であると課長が認めたときは、使用許可の取り消しをすることができる。

5. 事務処理

かほく市マスコットキャラクターに関する事務は、かほく市企画振興課において処理する。

附則

この使用規定は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この使用規定は、平成23年12月5日から施行する。

附則

この使用規定は、令和5年4月1日から施行する。